

令和6年度宇土市社会福祉協議会事業報告

令和6年度は、宇土市社会福祉協議会第3期地域福祉活動計画のもとに、以下の重点目標を定め、活動を行いました。

① 重層的支援体制整備事業の充実

市民の皆様の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、「分野を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を行う。

② 自立相談センター及び生活困窮者等支援の充実

生活困窮者に対する住居支援・生活支援・就労支援等、様々なニーズに対応できるよう、関係機関との連携強化を図る。

③ 地域福祉権利擁護事業及び成年後見支援センター事業の充実

金銭管理や財産管理、契約の締結など、その人の状態にあった支援を行う。

新型コロナウイルス感染症による影響が続く中に、生活課題の多様化・複合化が生じていることに加えて、物価高騰等による困窮者の増加、家族や親族に頼れず身寄りのいない高齢者の増加がより一層進んでおり、ワンストップサービスの相談窓口として、重層的支援体制整備事業が機能し、行政、社協、福祉施設、民間の事業所等が、連携した多機関協働での適切な支援が行えるよう努めました。

【法人運営事業】

本協議会は、会員規程第2条で会員を「本市に在住する全ての世帯」と定め会費を徴収することとしており、令和6年度は2,166,980円の納入がありました。ここ数年200万円を少し上回る額で安定していますが、会費は本会の地域福祉事業を実施するための貴重な財源となりますので、今後も地区行政区長会の協力をいただきながら、会費の確保に努めてまいります。

年4回発行している「うと福祉だより」は、フルカラーに変更して以降、市民の皆さまから、「とても見やすく、ふくしの取り組みが身近に感じるようになりました。」などのご意見をいただいています。また、市民の皆さまから作品を募集しましたフォトコンテストを令和5年度に引き続き実施し、入賞作品を福祉だよりの表紙に採用し、本会事業の普及啓発に活用させていただいています。

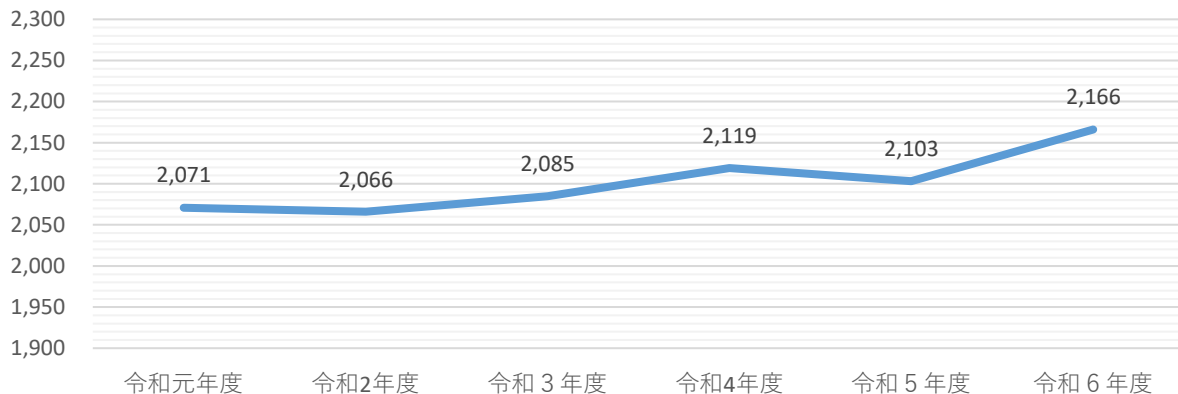
また、怪我や短期帰宅などの一時的な需要に対応するため、在宅生活者に向けた車椅子の貸出しを行っており、令和6年度は延べ29人が利用されました。車いすのメンテナンスを定期的実施し、また子ども用の車いすも準備し、いつでも貸し出せる態勢をとっています。

支援を必要とする市民の早期発見やその対応を迅速、適切に行うため、市の関連部署や民生委員等の関係団体と連携の強化に取り組みしました。

社協職員の資質、能力の向上を図るため、地域共生社会推進人材養成研修会、後見人等への意思決定支援研修など、様々な研修に参加しました。参加後は、社協職員で共有も行いました。

社協会費収入の推移

単位：千円



【共同募金配分金事業】

児童生徒への福祉教育の一環として、昨年同様、花園小学校・宇土小学校・宇土東小学校で「車いす・高齢者疑似体験」を行いました。この3校では、「車いす・高齢者疑似体験」を定期的に実施しており、小学校3、4年生が学習しています。高齢者や身体が不自由な方の気持ちを体験することで、児童の福祉の心を育成する一助となりました。

また、令和5年度から、子ども食堂・地域食堂に対する助成制度を設けており、令和6年度は申請団体が活用しやすくなるよう要項の改正を行いました。その他、宇土市内7地区の地区社会福祉協議会や宇土市内の小・中学校のボランティア協力校に対する助成や小規模児童遊園地（ちびっこ広場）の遊具の点検修理、危険遊具の撤去、ボランティアの交流事業など、共同募金の配分金を様々な地域活動に活用しています。

また、子育て世代の経済的な負担軽減、資源循環を目的に、「制服バンク事業」に継続的に取り組んでいます。宇土市内の保育所、幼稚園、小・中学校及び県内の高等学校の制服等を対象に、使わなくなった制服や体操服等を募集し、1点100円で販売し、子育て世代に喜んでいただきました。得られた収益金は共同募金会への寄付金として扱っています。

販売会の実施状況

実施日	会場	販売点数
4月21日	宇土公民館	99
8月18日	福祉センター	205
1月19日	福祉センター	114
計		418



子ども食堂



車いす・高齢者疑似体験



制服販売会

【ふれあいのまちづくり事業】

ふれあい福祉相談は、民生委員によるふれあい相談を毎週水曜日の午後１時から午後４時まで実施し、家庭内外の相談が寄せられ、２件の相談に対応しました。相談日以外の相談については、随時、社協職員が対応しています。専門相談については、法律相談が６０件、不動産相談が２件、成年後見相談が２件ありました。

燃えるゴミのゴミ出し等のちょっとしたお手伝いを応援する「生活応援事業」では、利用者が１０名となり、ボランティア７名が年間延べ２５６回の支援を行いました。少しずつですが利用者及びボランティアが増加しています。また、２０代のボランティアの参加もあり、仕事の帰りにボランティア活動をされています。世代を超えた支えあい活動の一環としての事業でもあると感じています。

【地域福祉権利擁護事業（受託事業）】

熊本県社会福祉協議会からの受託事業で、判断能力に課題のある人に対し、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助と日常生活における金銭管理を行っています。

令和６年度の問い合わせを含む相談件数は２９件、うち新規契約に結び付いたのが７名、年度途中での解約が３名、令和７年３月末時点の利用者は２０名となっています。

金銭管理だけでなく、生活必需品の不足がないか、健康管理や介護保険や障害福祉サービスへの繋ぎなど、全体的な配慮を行いながら多機関と連携して支援を行っています。

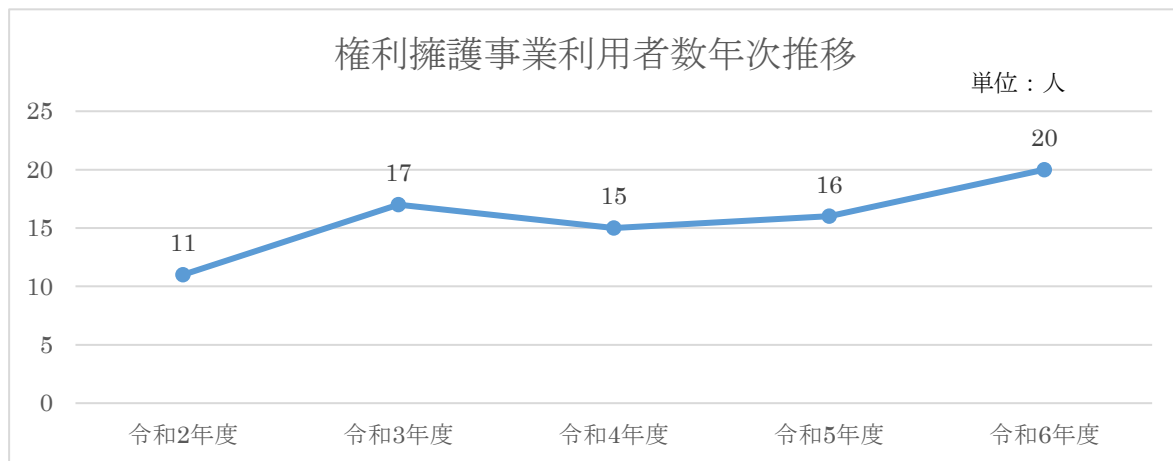
また、令和６年度は３名が成年後見制度への移行の準備をされています。

○令和６年度 地域福祉権利擁護事業契約地区別内訳

地 区	新規契約	継続契約	契約解約	合 計
宇 土	３名	３名	１名	５名
花 園	３名	８名	２名	９名
轟	１名	０名	０名	１名
網 津	０名	１名	０名	１名
網 田	０名	４名	０名	４名
計	７名	１６名	３名	２０名

○令和６年度 地域福祉権利擁護事業対象別内訳

対象者 性別	認知症	知的障がい	精神障がい	合 計
男 性	１名	３名	６名	１０名
女 性	９名	０名	１名	１０名
合 計	１０名	３名	７名	２０名



【生活困窮者自立相談支援事業（受託事業）】

宇土市（福祉課）からの受託事業で、生活困窮者からの相談に対し、当事者が抱える課題や不安を確認し、本人の意思を尊重しながら、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に向けた支援を行いました。

令和6年度の新規相談者数は35名、継続の相談者数が42名、計77名で延べ996件の相談に対応してきました。相談に至る経路は、令和5年度から開設された「ふくしの相談窓口」（重層的支援体制整備事業）からの相談が増えています。また、子ども家庭センターや宇土市地域包括支援センター、医療機関の地域連携室といった幅広い他機関とも連携・協働の体制が強化されています。

相談内容としては、無職・無収入・貯蓄0などによる将来的な生活に関する不安感などの相談が多くあり、就労や経済的自立に向けた支援が間に合わず、生活困窮レスキュー事業や、生活保護制度につなげる状況が多くありました。また、ひきこもり状態であった本人や家族からの相談も増加しており、自立に向け、本人のペースに合わせた支援を行っています。

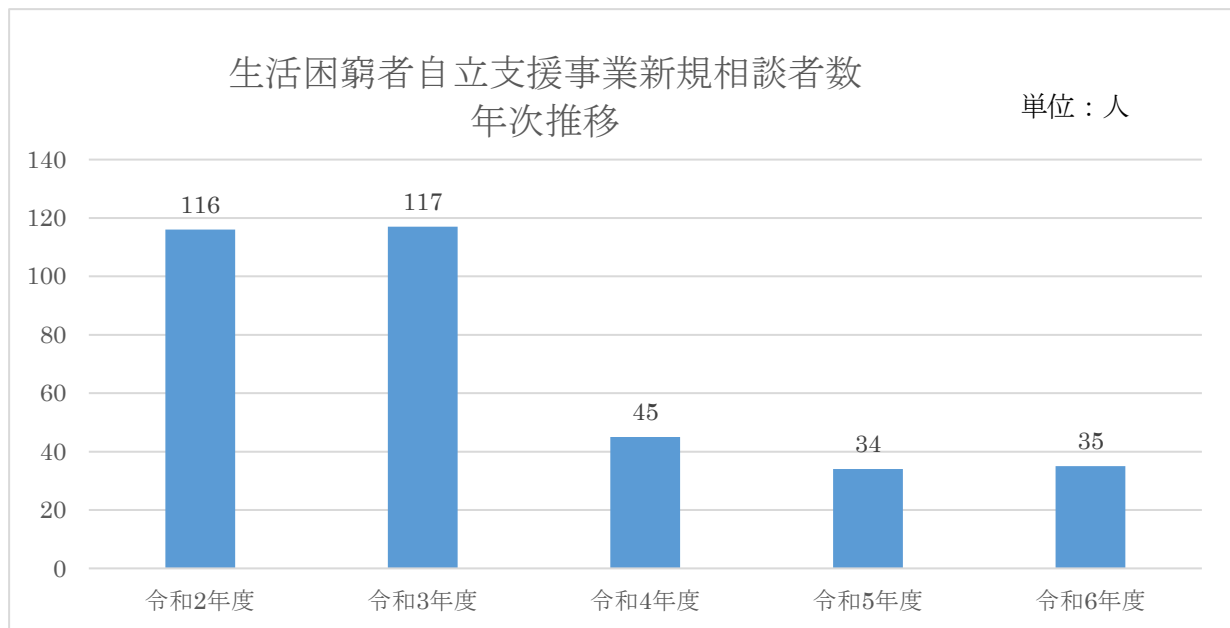
困窮状態になる前に本事業利用に繋がるよう、今後も周知啓発を継続していきます。

また、社協に寄付をいただいた食品等を、子ども・地域食堂に提供しました。加えて、県の物価高騰支援補助事業を利用し、生活困窮者のための物資の提供も行いました。

○令和6年度生活困窮者自立相談支援事業新規相談者内訳

（単位：人）

年代 性別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男 性	0	2	2	3	5	5	0	0	17
女 性	0	2	4	7	1	2	1	0	18
合 計	0	4	6	10	6	7	1	0	35



※令和2～3年は、新型コロナウイルス特例貸付を受けるためには自立支援機関への相談が必要であったことから、相談者数が多くなっている。

令和6年度 支援プランを策定し実施した事業の件数（重複利用有）

法令の基づく事業	住居確保給付金	1件
	家計改善支援事業	3件
	一時生活支援事業	1件
	就労準備支援事業	5件
他関連事業	生活保護受給者等就労自立促進事業	2件
	子どもの学習・生活支援事業	0件
	生活困窮者レスキュー事業	3件
計		15件

【生活福祉資金貸付事業（受託事業）】

熊本県社会福祉協議会からの受託事業で、低所得者や高齢者、障がい者等の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等、その世帯の状況や必要性に応じた貸付に関する相談支援を行っています。新型コロナウイルス感染症による特例貸付の終了や諸物価の価格高騰などの影響により、まだ相談件数は多くなっています。

相談件数62件のうち貸付決定に至ったのは7件ですが、残りは、所得又は負債が大きい、母子父子寡婦貸付・学生支援機構等他制度の優先など、貸付対象とならない理由による相談のために申請に至らないケースとなっています。これらのケースについては、自立相談センターや市福祉課等へのつなぎを行いました。

また、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症による特例貸付等の償還が難しい人への相談支援も行いました。

○相談件数

総合支援資金	福祉資金	教育支援資金	不動産担保型生活資金	臨時特例つなぎ資金	その他	合 計
1 0	2 8	1 2	0	0	1 2	6 2

○貸付決定件数

総合支援資金		福祉資金		教育支援資金		不動産担保型生活資金		臨時特例つなぎ資金		合 計	
件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
0		5	296, 860	2	1, 029, 800	0		0		7	1, 326, 660

【生活支援体制整備事業（受託事業）】

宇土市（高齢者支援課）からの受託事業で、「生活支援コーディネーター」を配置し、市のサービスや関係機関の実情に合わせ、生活支援が確保される体制整備を行っています。

地域へ出向いて情報収集や課題整理を行い必要とされる事業の検討、介護予防サポーター等地域活動の担い手の発掘と担い手を中心とした地域サロンや体操教室等の立ち上げ支援、戸別訪問や生活支援、介護予防へのニーズにも対応しています。

また、民生児童委員連絡協議会や宇土市内介護事業所等との連携強化を図り、地域住民自身が介護予防・生活支援に携わる仕組みづくりに努めています。

令和6年度は、生活応援ボランティア事業の強化や地域課題の抽出、移動販売業者との連携強化、死後事務に係る民間業者の発掘など、生活に係る相談について様々な機関と連携しました。

また、地域食堂へ出向き、地域住民の意見を直に伺いながら課題解決に取り組みました。

【地域介護予防活動支援事業（受託事業）】

宇土市（高齢者支援課）からの受託事業で、地域において住民が主体となって取組む介護予防活動に対し支援を行っています。

この事業は、週1回程度、地域の公民館や集会所を利用して、軽度の体操等を行うものですが、単に介護予防だけではなく、地域の大切なつながりの場、地域コミュニティ再生の場としても機能しており、この「ふれあいクラブ」の運営に対する支援、活動費の助成を行っています。

令和6年度は、6団体が立ち上がり、合計57団体が「ふれあいクラブ」としての活動を行っています。介護予防体操と共に、健康マージャンやフラダンス等も組み入れながら実施されている団体もあり、地域住民が楽しんで参加されています。

年2回、クラブ対抗の輪投げ大会を実施し、各団体の交流の場、取組みに対する意見交換の場ともなっています。輪投げ大会を実施することにより、次回大会に向けての練習を各団体で取り組まれるため、活動の継続や活性化にも繋がっています。

○ふれあいクラブ団体数推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
36団体	39団体	44団体	51団体	57団体



輪投げ大会



健康体操

【成年後見支援センター事業（受託事業）】

宇土市（高齢者支援課）からの受託事業で、宇土市成年後見支援センターを運営しています。

当センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいがある方など判断能力が不十分な方の財産と権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本人や家族、支援者からの相談、成年後見制度の利用に向けた手続き等を支援しています。また、任意後見制度やその他の制度なども活用し、本人に寄り添った権利擁護支援に取り組んでいます。

令和6年度から新たな取り組みとして、受任者調整を開始しています。これは、本人に適した後見人が選任されるよう裁判所へ候補職種等の推薦を行うもので、令和6度は3件の受任者調整を行いました。

関係機関の専門職をメンバーとする「宇土市成年後見制度利用促進連携協議会」は年に1回開催し、成年後見制度の課題表出や問題解決に向けた協議を行いました。

《宇土市成年後見制度利用促進連携協議会メンバー》

弁護士・司法書士・医療機関相談員・社会福祉士・介護支援専門員・障がい者相談支援専門員・宇土市・宇土市社会福祉協議会（オブザーバー）熊本家庭裁判所後見センター

○相談対応件数（受付：実件数、相談内容：受付1件につき複数項目の相談有り）

受 付	相 談 内 容						
	制度に関すること	手続きに関すること	任意後見制度に関すること	市長申し立てに関すること	後見人支援に関すること	権利擁護に関すること	その他
41件	37件	21件	7件	7件	1件	6件	4件

※ 相談を受けた41件のうち27件は対応終了。14件については、制度利用に向けて支援継続中。

○相談対応件数（延べ件数）

電 話	来 所	訪 問	情報提供共有	ケース会議	連絡調整	合 計
83件	39件	41件	60件	7件	17件	247件

○年度別相談対応件数（延べ件数）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
202件	287件	247件

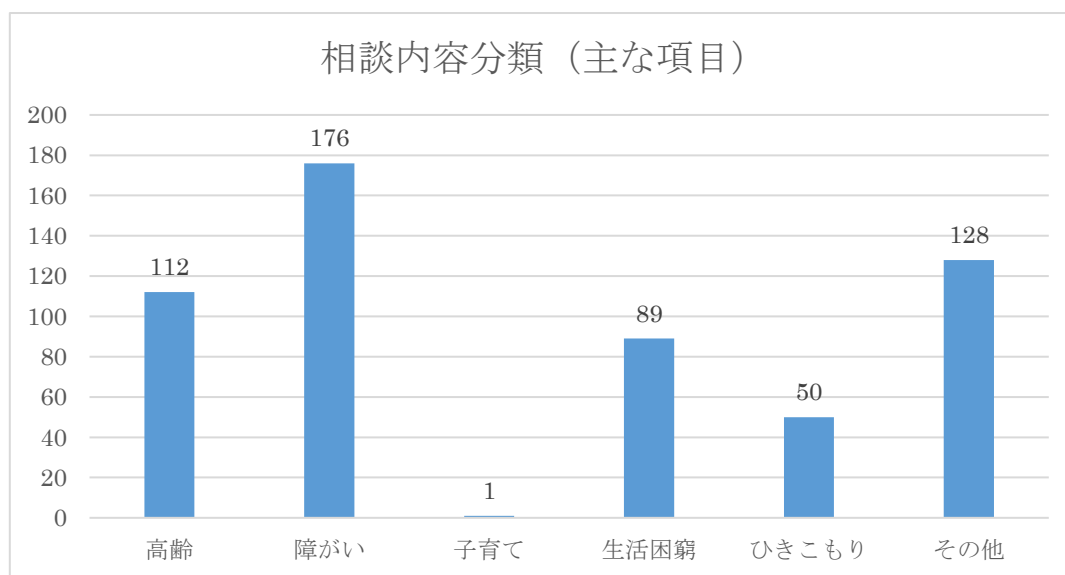
【重層的支援体制整備事業】

宇土市（福祉課）からの受託事業で、重層的支援体制整備事業を実施しています。この事業は、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、市民の皆様の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するものです。

そのために、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行っていきます。相談は市が委託した民間事業者と本会の職員が「ふくしの相談窓口」で受け、ふくしのワンストップ相談窓口となるべく調整と協議を行っています。

子育て・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、複雑化・複合化した支援ニーズに対し、関係者を招集し、関係者の役割分担を明確化し、支援の方向性の統一化を図っています。様々な関係機関との連携を行い、支援することで、関係機関同士のつながりも強化されており、迅速かつ適切な対応が図られている。

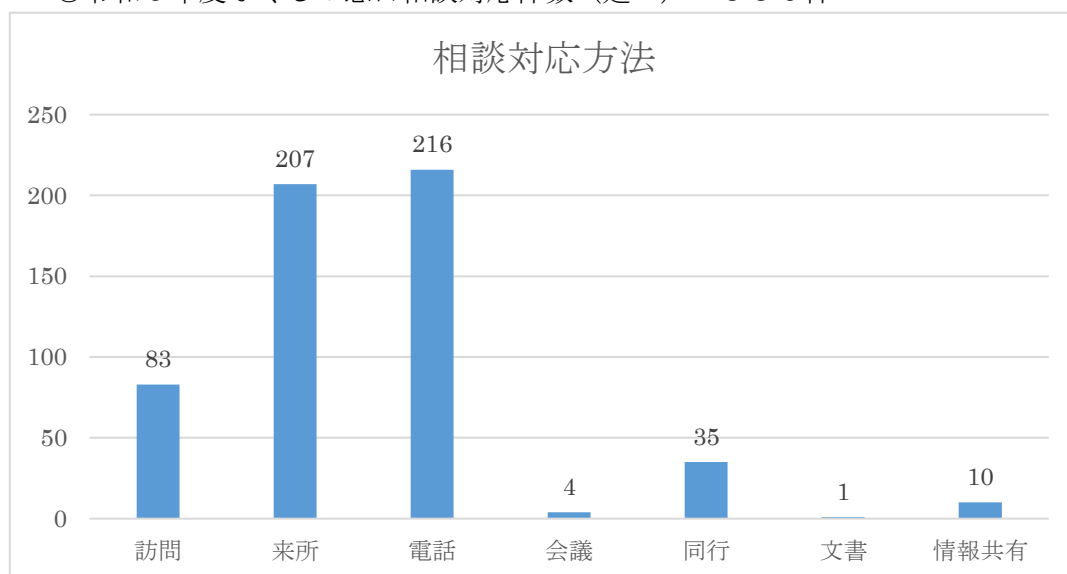
令和6年度の相談者数は144名、延べ相談対応件数は556件となっています。相談内容は、高齢や障がいに関するものが多い一方、子育てに関する相談は少ない状況にあります。これは行政や学校等に、子育てに関する相談窓口が充実していることが考えられ、引き続き子育て分野との連携を強化していく必要があると感じています。



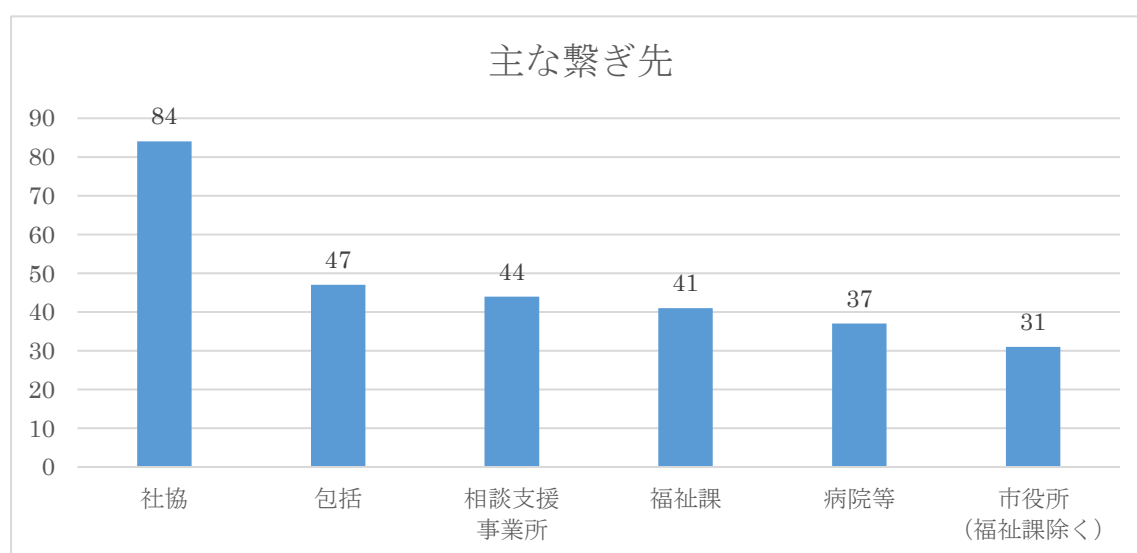
また、引きこもり支援に関しては、家族等からの相談が増えてきており、まずは家族との関係構築から始めて、訪問や受診同行をすることで本人との信頼関係を築けるように努めています。

その他には、家庭内トラブル（親子関係、経済問題等）、すまいの問題（住むところがない、保証人がいない、家賃関係等）、高齢で身寄りがなく今後の生活が不安などの相談が含まれています。

○令和6年度ふくしの窓口相談対応件数（延べ） 556件



相談対応方法については、電話によるものが、最も多く、次に来所、訪問が上位を占めている。



主な繋ぎ先としては、社協が最も多く、包括支援センター、相談支援事業所となっています。これは、自立相談支援センター（生活困窮）や貸付を含む相談が多いためだと思われます。引き続き、関係機関との連携・強化を図りながら、支援を継続していきます。

【福祉センター事業】

宇土市福祉センターでは、令和2年度から大規模改修に着手し、令和2年度に実施設計、令和3年度に受電設備改修、外壁工事に着手、令和4年度に外壁工事が完了、昇降機の撤去・設置を行っております。令和5年度から6年度にかけて、空調設備改修及び屋上防水工事を行い、本工事をもって予定していたすべての大規模改修工事が完了しました。令和6年7月から1階及び2階の会議室等の貸出を再開しました。

今後については、多くの市民や福祉団体の皆様にご活用いただき、宇土市の福祉活動の拠点となるよう、引き続き維持管理に努めてまいります。